

土 木
設計業務

特記仕様書

設計名称

福島国際研究教育機構敷地整備に関する実施設計他(その4)業務

令和8年9月

独立行政法人都市再生機構
東北震災復興支援本部 福島復興支援部

特記仕様書

第 1 章 総則

1－1 適用

本特記仕様書は、『福島国際研究教育敷地整備に関する実施設計他（その４）業務』（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様（平成 28 年 7 月版）」（以下「設計共通仕様書」という。）による。

設計共通仕様書は閲覧に供する。

1－2 設計対象範囲

設計範囲は、別図 1 に示す範囲とする。

設計対象所在地：福島県双葉郡浪江町大字川添字中ノ目他

1－3 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和 10 年 12 月 8 日

1－4 計画地区概要

計画面積	約 16.9 h a (設計対象範囲：別図 1)
計画規模	福島復興再生拠点 (F－R E I 地区 浪江都市計画研究施設事業 1 号福島国際研究教育機構) ・敷地整備 1 式
地区コンセプト等	福島国際研究教育機構は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指した施設としている

1－5 管理技術者

管理技術者は、設計共通仕様書 1.1.7 の定めのほか、下記の①に示す条件を満たすものとする。

なお、管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、調査職員と協議を行うものとする。

① 下記のいずれかの資格を有する者

- 1) 技術士（総合技術監理部門（建設））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 2) 技術士（建設部門（土質及び基礎）、建設部門（都市及び地方計画）、上下水道部門（下水道）のいずれか）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 3) R C C M（土質及び基礎、下水道、都市計画及び地方計画のいずれかの部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- 4) 土木学会認定土木技術者（特別上級（設計）、上級（設計）、1 級（設計）のいずれかとし、資格分野は「設計」）

1－6 照査技術者

設計共通仕様書 1.1.8 の照査に当たっては、照査技術者を配置するものとし、下記の①に示す条件を満たすものとする。

① 下記のいずれかの資格を有する者

- 1) 技術士（総合技術監理部門（建設））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 2) 技術士（建設部門（土質及び基礎）、建設部門（都市及び地方計画）、上下水道部門（下水道）のいずれか）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 3) R C C M（土質及び基礎、下水道、都市計画及び地方計画のいずれかの部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- 4) 土木学会認定土木技術者（特別上級（設計）、上級（設計）、1 級（設計）のいずれかとし、資格分野は「設計」）
- 5) 設計共通仕様書 1.1.2 の 11 項に記載されている同等の能力と経験を有する技術者

- ・建設コンサルタントの登録規定第 3 条第 1 号ロに規定される技術者

（国交省が認定する認定技術管理者＝認定技術者（土質及び基礎、下水道又は都市計画及び地方計画のいずれかの部門））

- ・他部門の技術士については、建設部門に該当する業務に関し 10 年以上の実務経験を有する者

照査の実施にあたっては、別に定める「土木工事設計照査要領」に基づき実施し、作成した資料は、設計共通仕様書 1.1.8 の 5 項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

1－7 打合せ等

打合せは、設計共通仕様書 1.1.11 に基づき、下記の区切りにおいて行うものとする。なお、業務着手時と業務完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

また、業務に関する打合せ記録の作成は受注者が行い、速やかに調査職員に提出し、打合せ内容、決定事項に誤りがないことを相互に確認するものとする。

項 目	回数
(1)業務着手時	1
(2)中間時	20
(3)業務完了時	1

1－8 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、発注者の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について発注者に報告するものとする。

なお、照査技術者による照査の報告は3回を想定している。

1－9 業務計画書

受注者は、設計業務に係る業務計画書作成時に設計共通仕様書 1.1.12 の2項の定めのほか、屋外で設計業務を行う場合における安全管理について記載する。

1－10 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、設計共通仕様書 1.2.2 に基づき設計業務等対象敷地及び周辺の現地踏査を行ない、設計業務等に必要な現地の状況を把握するものとする。

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

1－11 下請負等

- 1) 本業務請負契約書第8条第1項に規定する「主たる部分」とは、設計共通仕様書 1.1.28 の第1項に示すとおりとする。
- 2) 本業務請負契約書第8条第3項に規定する「軽微な部分」は、設計共通仕様書 1.1.28 の第2項に示すとおりとする。
- 3) 受注者は、本業務請負契約書第8条第3項の規定により業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめその相手方の住所、氏名、下請負等を行う業務の範囲、下請負等の必要性及び契約金額等について記載した書面（様式1－1）を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、下請負等の内容を変更しようとするときも同様とする。

1-1-2 建設副産物対策

設計共通仕様書 1.2.9（設計業務の条件）の9項に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

1-1-3 業務の成果

本業務の成果品は、設計共通仕様書 1.2.11 及び下表によるものとする。

(1) 設計業務成果品

項 目	サイズ	成果品数		
(1)設計図面	A3 版	製本	3 部	原図一式
(2)報告書等 ①現地踏査報告書 ②設計報告書 ③設計計算書 ④数量計算書 ⑤打合せ記録簿 ⑥照査報告書	A4 版	製本	3 部	原稿一式
(3)リサイクル計画書	A4 版			一式
(4)法令等に基づく届出等チェックリスト	A4 版			一式
(5)特定調達品目の判断基準等（公共工事）チェックシート	A4 版			一式
(6)その他調査職員の指示した報告書等				一式

なお、報告書に使用するソフトは Windows における、Word、Excel とし、また、図面作成等については、AutoCad を使用し、報告書及び図面データを電子媒体（CD 等）にて提出するものとする。図面データのファイル形式については、DWG 形式と SFC 形式での納品とする。

※成果品納品時に成果品の全景写真及び、近景写真を提出すること。

(2) 電子データ

電子データの作成については、下記基準（閲覧可）による。

1) 適用基準

- ・土木設計業務等の電子納品要領（案）（平成16年7月）
- ・CAD による土木工事図面作成要領（案）（平成16年7月）
- ・福島県電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（平成30年4月）

2) データの使用

- ・提出されたデータは、工事請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用する場合がある。

1-1-4 個人情報の取扱いについて

受注者は、当該業務の実施に係る「個人情報の取扱い」については設計共通仕様書 1.1.31 によるものとする。

また、「重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項第2条」に定める重要な情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

- (1) 保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。
- (2) 取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。
- (3) 取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。
- (4) 原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

第2章 設計業務

2-1 業務目的

本業務は、F-R E I 地区における敷地整備工事の実施設計等であり、F-R E I 地区の基本計画等上位の計画、設計に基づき、各種検討や課題の整理、計画の立案等を行なうことにより設計図面等の適切な設計成果を得ることを目的として実施する。

2-2 設計項目

設計項目	業務範囲
(1) 整地修正実施設計	○
(2) 工事変更図の作成	○
(3) 関係機関協議資料作成等	○
(4) 地区界処理及び断面検討	○
(5) 引渡し図書・台帳作成	○

2-3 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は以下のとおりとする。

また、適用基準の最終決定は、自治体及び調査職員との協議による。

(1) 関係法令等

都市計画法
建築基準法
道路法
道路交通法
道路構造令
下水道法
河川法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
土壌汚染対策法
盛土規制法
水道法
消防法
国等による環境物品の調達の推進に関する法律
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
水道事業給水条例

(2) 技術基準等

浪江町復興整備計画
福島県開発許可制度の手引き

福島県土木設計マニュアル
都市再生機構 土木工事標準設計図集（平成 24 年）
都市再生機構 造園施設標準設計図集（平成 30 年）
都市再生機構 土木工事図面作成要領（案）（平成 12 年 7 月版）
都市再生機構 植栽基盤整備ハンドブック（平成 29 年 4 月）
都市再生機構 環境物品等の調達推進を図るための方針（平成 19 年度版）
都市再生機構 発注・設計照査チェックシート（在京支社版 2010 年 9 月）
日本道路協会 道路土工-盛土工指針（平成 22 年 4 月版）
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成 13 年 9 月版）
日本道路協会 舗装設計施工指針（平成 18 年度版）
日本道路協会 舗装設計便覧（平成 18 年度版）
日本道路協会 舗装施工便覧（平成 18 年度版）
国土技術研究センター 道路の移動等円滑化整備ガイドライン
その他関係技術基準等

上記以外は土木工事設計照査要領の巻末の運用指針等一覧表を参照。

また、基準においては最新版の確認を行い、使用するものとする。

2-4 貸与する技術資料等

本業務で使用するため貸与する技術関係資料は次のとおりとする。

福島国際研究教育機構施設整備に係る事業調査検討業務報告書（令和 6 年 3 月）
「福島国際研究教育機構施設基本計画等検討業務（その 1）」報告書
「福島国際研究教育機構施設基本計画等検討業務（その 2）」報告書
「福島国際研究教育機構敷地整備に関する実施設計他業務」報告書
「福島国際研究教育機構敷地整備に関する実施設計他（その 2）業務」報告書
「福島国際研究教育機構敷地整備に関する実施設計他（その 3）業務」報告書

2-5 設計業務内容（実施設計）

（1）現地踏査

設計共通仕様書第 1 編及び第 2 編の各項に基づき別添の範囲の現地踏査については、貸与する技術資料等にて確認するものとする。

特記事項（特に留意する点）	
☒ 境界状況 ☒ 周辺及び地区内道路状況 ☒ 支障物件（家屋、電柱、越境物件等） ☒ 供給処理施設状況（河川、下水道、水道、電気、電話他） ☒ 現況土地使用状況等 ☒ 伐採・伐木状況、樹種・樹高等 ☒ 工作物等種別、形状（駅舎、J R 既存物等） ☒ 土運搬、材料搬入、重機運搬路等	敷地 A = 16.9ha

特記事項（特に留意する点）	
☒ 現況地盤、敷地形状、土質状況等 ☒ 関連工事（出会い工事）の進捗状況と影響度等	

（２）上位計画等との整合性の検討

本業務の実施にあたっては、上位計画等の関連する諸条件との整合性の検討を行うものとする。

検討項目	特記事項（特に留意する点）
上位計画等との整合性の検討	・ 浪江町復興整備計画 ・ 浪江都市計画研究施設事業 1 号福島国際研究教育機構 ・ 福島国際研究教育機構の施設基本計画 ・ 「福島国際研究教育機構施設整備に係る事業調査検討業務」報告書 ・ 「福島国際研究教育機構施設基本計画等検討業務（その 1）」報告書 ・ 「福島国際研究教育機構施設基本計画等検討業務（その 2）」報告書 ・ 「福島国際研究教育機構敷地整備に関する実施設計他業務」報告書 ・ 「福島国際研究教育機構敷地整備に関する実施設計他（その 2）業務」報告書 ・ 「福島国際研究教育機構敷地整備に関する実施設計他（その 3）業務」報告書
関連する諸条件との整合性の検討	☒ 土地利用計画、街区確定、画地確定との整合性検討 ☒ カーボンニュートラルとの整合性検討 ☒ 造成計画高、道路計画との整合性検討（線形、計画高、宅地の出入り等） ☒ 施設地計画との整合性検討（計画高、切盛境界の処理、宅地の出入り等） ☒ 排水基本計画との整合性検討（下水道計画、調節池計画等） ☒ 公共下水道認可設計、下水道基本設計との整合性検討 ☒ 造成計画高、道路線形、計画高と流域重ね図作成 ☒ 現況地形、土地利用計画と調節池適地の整合性検討 ☒ 宅地開発指導要綱、特定河川流域分担計画、放流河川流下能力との整合性検討（調節池位置づけ等） ☒ 道路構造令に規定されている諸基準及び管理者協議事項との整合性検討 ☒ 道路占用計画との整合性検討 ☒ 支障物件等との整合性検討（家屋等補償物件、工事支障物件等の処理検討） ☒ その他（既存報告書・資料、法的条件、自然条件、固定条件等の検討）

（３）実施設計

設計共通仕様書第 2 編の各章の項に基づき、別図に示す範囲の次の実施設計を行うものとする。なお、実施設計にあたっては、基本設計の成果を整理して行うこと。

1）整地修正実施設計

設計工種	特記事項（特に留意する点）	
整地設計 （実施）	設計条件等	・敷地整備の整地修正実施設計（高低差 10m 未満） A=9.9ha（別図－2-①参照）
	設計条件 の設定	☒ 土質条件（土量変化率、土質定数等）、施工機械等の設定 ☒ 環境対策（騒音・振動・濁水処理等）、表土保、全条件の設定 ☒ 建設副産物対策の設定 ☒ 工事展開方針、近接施工の条件設定 ☒ 地区界整備に係る条件の設定 ☒ 支障物件対策の条件の設定
	設計内容	共通仕様書第 2.2.3 及び第 2.2.4 の各項に基づき行うこと。 ① 設計項目 ☐現地踏査、☒設計計画、☒土量計算図面作成、☒土量計算、☒土量照査 ☒整地設計、☒土量配分計画、☒土工準備工の設計、 ☒土工仮設防災工の設計、☐軟弱地盤対策工検討、 ☐法面安定解析 ☒工事管理手法等の検討（沈下管理）、☒地区界処理図作成、☒施工計画作成、☒設計検討 ② 現地踏査（敷地内他実施設計工種を含む） ☐設計範囲における敷地の状況を把握・確認する。 ③ 設計計画 ☒設計条件を整理し、基本設計の再検討，設計諸元について整理、工法・材料等の検討を行う。 ④ 図面作成 ☒整地平面図・断面図，軟弱地盤対策工平面図・断面図・詳細図、土量計算図，運土計画図，整地標準図，防災，伐採，抜根，踏込沈下図，数量計算，報告書等の作成 ⑤ 計算 ☒切盛土量，運土計算，踏込沈下計算，土量以外の数量計算等 ⑥ 照査 ☒設計仕様，設計条件，指示事項等と合致しているかどうかの照査 ⑦ 整地設計 ☒宅地及び公共施設地盤高の設計 ☒造成勾配の設計 ☒地区界整備計画の設計 ☒法面処理方法の確定 ☒造成宅地の形状、日照条件、土状等の確定 ☒法尻排水側溝の設計 ☐擁壁が必要な箇所の範囲・高さを整理し、平面位置及び断面を確定 ☐不要となる既存構造物の撤去設計 ⑧ 土量配分計画 ☒土量計算（点高法、断面法）

		☒最適運土計画の作成（土量配分、使用重機、通行不能区分、高所・低所条件等） ⑨ 準備工の設計 ☐伐開、除根、伐採工及び雑物撤去工の設計 ☐段切り工、表土保全工の設計 ☒土砂、濁水流出防止、飛砂防止、騒音防止対策等の設計 ☒工事用道路及び生活道路、水路等切りまわし工の設計 ⑩ 仮設防災工の設計 ☐降雨強度、流出係数、流出量算定（各排水区毎） ☐暗渠排水工の設計（湧水、浸透水、地下水処理対策） ☒仮設防災水路工の設計（断面、勾配、流路、放流先等） ☒仮設調整池、沈砂池工等の設計 ☒防災堤、素掘側溝、法面排水工等の設計 ☒工事の進捗に合わせた仮囲いの設置・撤去等設計 ⑪ 軟弱地盤対策工検討 ☐土質試験データの評価検討 ☐地盤状況把握（圧密沈下特性、強度増加率等） ☐対策工設計（工法比較、盛土材料、圧密度、沈下時間、沈下量、載荷重等） ☐工事工程計画（施工速度、施工手順、放置期間、搬入土計画、供用開始時期、使用収益開始時期、構造物工事着手時期等） ☐地区界影響設計（引込み沈下、盤ぶくれ、段差等） ⑫ 法面等安定解析 ☐長大法面の安定等の計算（有効応力法、全応力法、簡易法等） ☐法面箇所の基礎地盤検討評価 ☐対策工の設計 ☐擁壁の安定等の計算（転倒、滑動、沈下等） ☐盛土内暗渠排水等設計 ⑬ 工事管理手法等の検討 ☒密度管理、空気間隙率管理、試験盛土、沈下管理等 ☒不良土対策、地区外搬出運土計画検討等 ⑭ 地区界処理図作成 ☐排水処理設計 ☒地盤高設計（法処理、擁壁、植栽処理、自然林保存型等） ☒地区界道路設計 ⑮ 施工計画作成 ☒年度別工事展開の策定 ☒工事工程表、使用機械、施工方法の策定 ☒仮設計画の設計 ⑯ 設計検討
--	--	--

	協議用 資料作成	・盛土規制法担当部局等との協議及び説明資料の作成 ・盛土規制法の申請図書作成
--	-------------	---

2) 工事変更図の作成

以下の工事に係る変更図作成を行うものとする。

工事名称	作業割合	枚数
令和7年度福島国際研究機構敷地整備工事 変更図作成期間：R9.1～3	50%	N=40
令和8年度福島国際研究機構敷地整備工事 変更図作成期間①：R9.9～12	50%	N=40
令和8年度福島国際研究機構敷地整備工事 変更図作成期間②：R10.1～3	50%	N=40
令和8年度福島国際研究機構敷地整備工事 変更図作成期間③：R10.9～12	50%	N=40

上記には、打合せ、条件整理、報告書作成、数量計算を含む。

3) - 1 関係機関協議資料作成等

設計図書に基づき、下記に示す関係機関との協議資料の作成等を行う。

- ①造成・建築設計調整会議に係る造成高等の協議図書の作成（主に建築設計との関係機関会議）
- ②隣接事業との設計調整に係る協議図書の作成（周辺事業関係者（北大坂上反町線事業、川添産業団地事業、浪江駅周辺整備事業、隣接する圃場整備等）との会議）
- ③敷地整備に係る協議図書の作成（復興庁等との関係機関会議）

①～③について、協議回数や協議資料の作成枚数等は以下を想定する。また、会議はWEBでの出席を基本とする。

- ①：定例会議における協議資料作成（20枚程度／1回、協議回数20回）
- ②：定例会議における協議資料作成（10枚程度／1回、協議回数10回）
- ③：定例会議における協議資料作成（10枚程度／1回、協議回数10回）

3) - 2 管理者協議

本業務で得た成果をもとに、開発許可申請等の事前協議に係る協議図書のとりまとめや共通図面等の作成を行う。

協議種別	頻度等
①道路管理者協議：浪江町建設課	3回
②盛土規制法等協議：福島県相双建設事務所	2回
③土壤汚染対策法協議：福島県相双地方振興局	1回

4) 地区界処理及び断面検討

浪江町整備予定の北側道路及び民地に接する範囲の地区界処理について、段差が生じる場合の F-REI 敷地造成計画との擦り付け等の高低差処理に関する断面検討を行う。

延長 L=約500m うち、断面検討は 4 箇所程度とする。(位置等の詳細は別図-2-②参照)

5) 引渡し図書・台帳作成

対象構造物の工事完了後、復興庁が浪江町等へ移管する構造物の引渡し図書や台帳作成等を行う。なお、数量については、2-7 数量算定等の(1)2)(ロ)を参照のこと。

6) 打ち合わせ

設計打ち合わせについては、1-7 打合せ等による。

2-6 設計図書の作成

本業務で得た成果をもとに、共通仕様書第2編に基づき設計図面を作成し、成果品を提出するものとする。

2-7 数量算定等

(1) 数量算定

数量算定を次により行うものとする。

1) 積算項目(積算の対象となる設計工種)

【住宅団地内土木施設編】		【都市基盤施設編他】	
設計工種	業務範囲	設計工種	業務範囲
(1) 整地設計		(1) 整地設計	○
(2) 道路設計		(2) 下水道設計	○
(3) 下水道設計		(3) 上水道設計	○
(4) 構造物設計		(4) 道路設計	○
(5) 屋外土木施設		(5) 歩道設計	○
(6) 除却等設計		(6) 調整池設計	○

2) 数量算定の内容

(イ) 数量算定の対象工事

番号	工事名称
①	・令和7年度福島国際研究機構敷地整備工事(設計変更) ・令和8年度福島国際研究機構敷地整備工事(設計変更)

(ロ) 数量算定の概数

工事	設計工種概数
----	--------

番号	整地	下水道 (雨水)	下水道 (汚水)	上水道	道路	歩道	調整池
①	9.9ha	1100m	850m ※1	820m	1400m		5000m ³

※1 下水道（汚水）設計には、マンホールポンプ実施設計の数量算定を含む。

3) 単価作成に係る基礎資料の作成

受注者は、必要に応じて単価作成に係る基礎資料の作成を行う。

(2) 見積徴収

刊行物・積算要領等に記載のない材料及び工事については、調査職員の指示する見積条件、内容に基づき、見積徴収（3社以上）を行うこと。

第4章 その他

4-1 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

4-2 疑義等

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

4-3 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、発注者の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

4-4 法令等に基づく届出等チェックリストについて

受注者は、当該業務における法令等に基づく届出等の調査を行い、「届出等チェックリスト」（別紙-1）を必要に応じ加筆・修正し、同チェックリスト中の「設計者」欄に「○」印を記入すること。また、届出等が不要なものについて同チェックリスト中の「設計者」欄に「-」印を記入の上、設計図書等と併せ、成果品として提出すること。

4-5 提出書類仕様

受注者は、仕様書 1.2.12 に基づき提出書類作成に当たっては、グリーン購入法の規定に基づく再生紙を使用するものとする。

4-6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

受注者は、共通仕様書 1.1.36 に基づき適切な対応を図るものとする。

4－7 グリーン購入法への対応について

受注者は、当該業務の実施にあたり物品使用の検討では共通仕様書 1.2.12 の 2 項に基づき環境への負荷が少ない環境物品等の採用の推進に向けて提案を行う。

基本設計においては、国等が定める特定調達品目調達ガイドライン（案）に基づき調達の可能性について検証し、チェックシート（別紙－2）にて報告すること。

実施設計業務においては、基本設計における検証結果に基づき、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等を確認し、可能な品目については積極的に調達の推進に向けて提案を行う。なお、調達を実施する品目については、設計図書に明記し、使用に際しての留意事項等を記載すること。

4－8 現場作業時間について

日曜、祝日は原則として現場作業を行ってはならない。また、本調査業務の現場作業時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

4－9 苦情等について

地質調査業務に関して、近隣住民等から苦情等を受けた場合や交渉等があった場合は、速やかにその内容を監督員に報告すること。

4－10 土木設計業務成績評定について

本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある

4－11 積算基準

本業務に関する積算基準は閲覧に供する。

4－12 設計業務歩掛調査

本業務は、設計業務歩掛調査対象業務である。受注者は契約締結後速やかに、本業務を実施するにあたり必要と考える作業量を別紙-3 に規定する様式に記載のうえ提出すること。

4－13 業務環境の改善

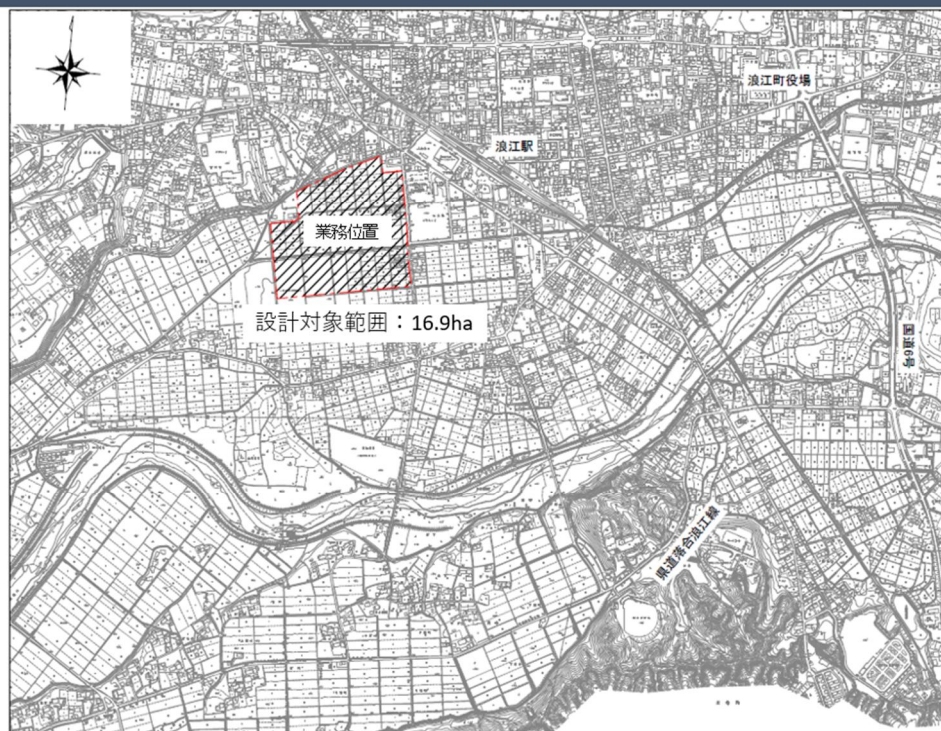
本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。

ウイークリースタンスの実施にあたっては、別紙-4 のウイークリースタンス実施要領に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

以 上

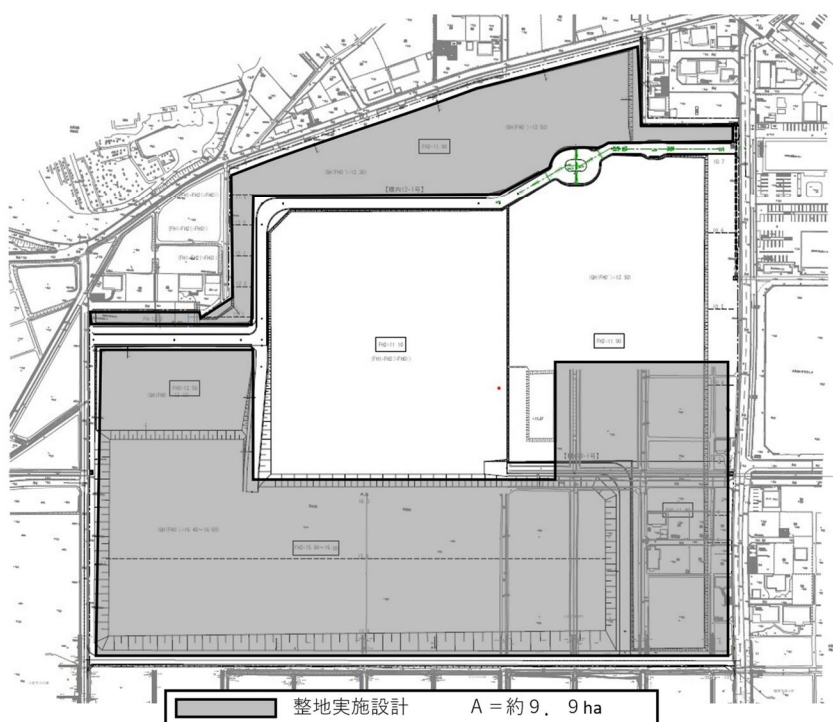
業務位置図

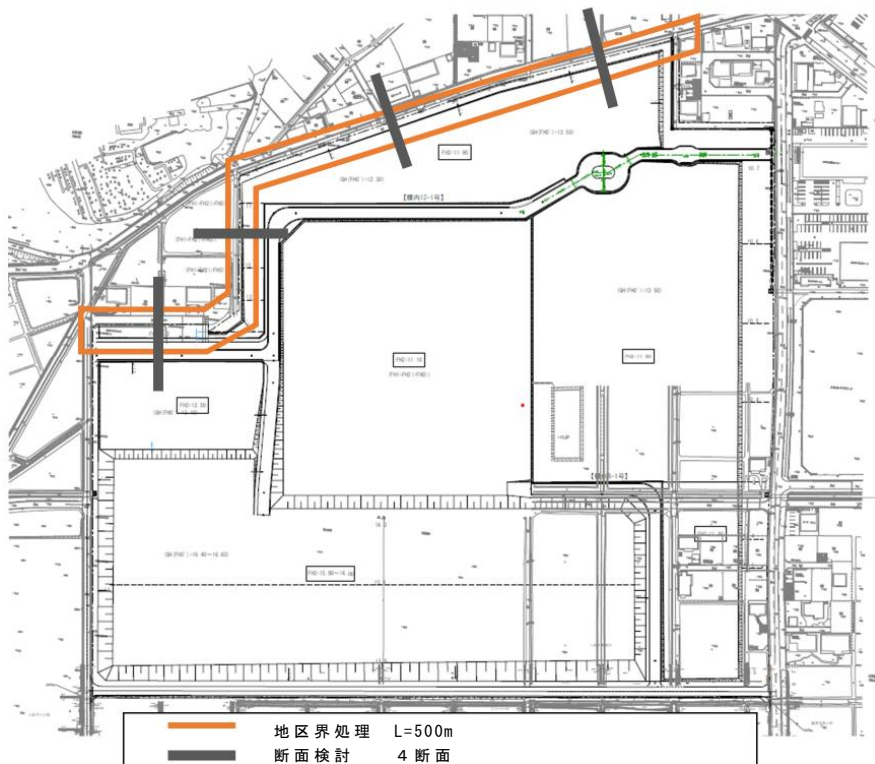
別図－1



整地修正実施設計

別図－2-①





別紙－１

法令等に基づく届出等チェックリスト（基盤）								
設計名称：_____			設計者：_____ 印					
工事件名：_____			建設業者：_____ 印					
No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等提出先	届出等提出者	適用にあたっての留意事項	設計者記入欄	建設業者記入欄	提出先への届出日
	・各支社からのヒアリングに基づき、共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しており、届出にあたっては、所轄行政庁により異なるので注意 ・条例等については、地元自治体にあわせ、修正すること ・届出等に不足があれば、追記すること					届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「－」をつける	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に提出先に提出した日付を記入
□法関連								
◇道路法								
1	道路自費工事申請書	道路法第24条	道路管理者	支社長				
2	道路占用許可申請書	道路法第32条	道路管理者	支社長				
3	交通管理者協議	道路法第95条の2	公安委員会	支社長				
◇道路交通法								
4	道路標識移設（撤去）承認申請書	道路交通法第4条	交通管理者	支社長				
5	道路使用許可申請	道路交通法第77条	交通管理者	支社長				
◇建築基準法								
6	建築物除却届け	建築基準法第15条	知事等	支社長				
7	計画通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長				
8	特定工程工事終了通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長				
9	道路位置指定等関係申請書	建築基準法第42条	知事等	支社長				
10	工作物の申請	建築基準法第88条	建築主事	支社長				
◇河川法								
11	河川法許可申請（河川管理者以外の者の施工する工事等）	河川法第20条	河川管理者	支社長				
12	河川法許可申請（流水の占用の許可）	河川法第23条	河川管理者	支社長				
13	河川法許可申請（土地の占用の許可）	河川法第24条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
14	河川法許可申請（工作物の新築等の許可）	河川法第26条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
15	河川法許可申請（土地の掘削等の許可）	河川法第27条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
16	河川法許可申請（河川保全区域における行為の制限）	河川法第55条	河川管理者	支社長	河川保全区域を確認すること			
◇都市計画法								
17	開発協議申請関連	都市計画法29条等（34条の2）	知事等	支社長				
18	公共施設管理者協議書	都市計画法第32条	公共施設管理者	支社長				
19	地区計画等の区域内における建築等の届出	都市計画法第58条の2	市長等	支社長				
◇消防法								
20	指定水利変更等届出書	消防法	消防署長等	支社長				
21	防火水槽設置届け	消防法	消防署長等	支社長				
22	消防用設備等設置届出書	消防法	消防署長等	支社長				
◇測量法、国土調査法								
23	測量標・測量成果の使用承認申請	測量法第26条、30条	国土地理院の長	支社長				
24	測量成果の交付申請	測量法第28条	国土地理院の長	支社長				
25	公共測量実施計画書	測量法36条	国土地理院の長	支社長				
26	公共測量成果提出	測量法40条	国土地理院の長	支社長				
27	公共測量成果の使用承認申請書	測量法第44条	測量計画機関	支社長				
28	測量成果の認証申請	国土調査法第19条	国土交通大臣	支社長・理事長				
◇文化財保護法								
29	埋蔵文化財包蔵地による工事届出	文化財保護法93条	教育委員長	支社長				
30	文化財保護法94条通知	文化財保護法94条	教育委員長	支社長				

◇土壌汚染対策法、水質汚濁防止法							
31	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	土壌汚染対策法第4条	知事等	支社長			
32	水質汚濁防止法に基づく届出（特定施設設置届、特定施設の構造等の変更届、期間短縮の申請等）	水質汚濁防止法	知事等	支社長			
◇高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）							
33	交通バリアフリー法に基づく申請及び届出	交通バリアフリー法	知事等	支社長			
◇高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）							
34	ハートビル法に基づく報告、申請	ハートビル法	知事等	支社長			
◇大規模小売店舗立地法							
35	交通管理者協議	大店立地法	交通管理者	支社長			
◇電線共同溝の整備等に関する特別措置法							
36	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	道路管理者	支社長			
◇下水道法							
37	下水道施設自費工事申請書（着手届、竣工届、検査願）	下水道法第16条	公共下水道管理者	支社長			
38	下水道固着申請等	下水道法第24条	公共下水道管理者	支社長			
◇海岸法、砂防法、港湾法							
39	海岸保全区域の占用	海岸法第7条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること		
40	海岸保全区域における掘削の許可申請書	海岸法第8条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること		
41	管理者以外の施工する工事	海岸法第13条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること		
42	砂防指定地内制限許可申請（砂防指定地での工作物の新築、木竹の伐採等）	砂防法4条	知事等	支社長	砂防指定地を確認すること		
43	水域占用許可申請書	港湾法第37条	港湾管理者	支社長	港湾区域および港湾隣接地域を確認すること		
44	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	支社長	臨港地区を確認すること		
◇建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法、建リ法）							
45	建設リサイクル法に基づく届出書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	知事等	支社長			
◇ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称：廃掃法、廃棄物処理法）							
46	焼却炉撤去（ダイオキシン類）	ダイオキシン類対策特別措置法	知事等	支社長			
47	廃掃法関連	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境大臣等	支社長・請負者			
◇騒音規制法、振動規制法							
48	騒音規制法に基づく届出（特定施設設置届、特定施設使用変更届、騒音防止方法変更届、氏名変更届）	騒音規制法6、8、10条	知事等	支社長	指定地域を確認すること		
49	振動規制法に基づく届出（特定施設使用届、占用料免除申請、行政等財産使用許可承認申請）	振動規制法6、8、10条	知事等	支社長	指定地域を確認すること		
◇宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律							
50	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可申請書、工事完了届	宅地造成等規制法第8条	知事等	支社長	宅地造成工事規制区域を確認すること		
51	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	知事等	支社長	急傾斜地崩壊危険区域を確認すること		
◇都市公園法							
52	許可申請書	都市公園法5条	市長等	支社長			
53	都市公園の占用許可	都市公園法6条	市長等	支社長			
◇森林法							
54	森林法関係届出	森林法10条の2	知事等	支社長	地域森林計画の対象となっている民有林を確認すること		
◇景観法							
55	景観計画の区域内における行為の届出書	景観法第16条	景観行政団体の長	支社長	景観計画区域を確認すること		
◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法							
56	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	PCBの保管のみ PCBの保管・使用の両方あり		
57	承認届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第2項	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	PCB廃棄物の承認		
58	使用中のPCB製品譲渡し届出書 使用中のPCB製品譲受け届出書	東京都PCB（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱第9条	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	使用中のPCB製品の譲渡し・譲受け		
59	使用中のPCB製品の使用届出書	東京都PCB（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱第5条	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	使用中PCB製品を発見		

□条例等関連							
◇道路関係							
60	道路沿道掘削届	条例	市長等	支社長			
61	道路掘削制限解除申請書	条例	市長等	支社長			
62	狭隘道路拡幅整備事前協議書	条例	区長等	支社長			
63	埋設標の道路占用許可申請書	条例	市長等	支社長			
◇排水関係							
64	排水設備等新設等計画届出書 (着手届、竣工届、検査願等)	条例	市長等	支社長			
65	公共下水道使用届出書 等	条例	市長等	支社長			
66	公共ます設置届出	条例	市長等	支社長			
67	雨水浸透施設等設置工事計画届 (着手届、完了届)	条例	市長等	支社長			
68	大量排水事前協議書	条例	市長等	支社長			
◇給水関係							
69	給水装置工事承認申請書	条例	水道事業管理者等	支社長			
70	給水装置不使用兼撤去届	条例	水道事業管理者等	支社長			
71	給水装置工事完了届	条例	水道事業管理者等	支社長			
◇解体関係							
72	解体事業計画書	条例	市長等	支社長			
73	解体事業に伴う工事着手届	条例	市長等	支社長			
74	解体事業説明会等報告書	条例	市長等	支社長			
75	解体事業標識設置届	条例	市長等	支社長			
76	指定作業場廃止届出書	条例	市長等	支社長			
◇測量関係							
77	境界確認書	条例	市長等	支社長			
78	境界査定願い	条例	市長等	支社長			
◇消防関係							
79	消防活動空地設置届	条例	消防署長	支社長			
80	消防水利設置届	条例	消防署長	支社長			
81	消防水利完成検査申請書	条例	消防署長	支社長			
82	消防活動上支障ある行為等の届出書	条例	消防署長	支社長			
83	防火対象物使用開始（変更）届出	条例	消防署長	支社長			
◇土壌関係							
84	土壌汚染状況調査報告書	条例	知事等	支社長			
85	土壌汚染処理完了報告書	条例	知事等	支社長			
86	東京都環境確保条例116条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	支社長			
87	東京都環境確保条例117条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	支社長			
◇その他							
88	工事監理者及び工事施工選任届	条例	建築主事	支社長			
89	公有土地水面使用届出	条例	知事等	支社長			
90	緑化協議申出書	条例	市長等	支社長			
91	砂防指定地内行為協議書	条例等	知事等	支社長			
92	貯水槽廃止届	条例	知事等	支社長			
93	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長			
94	東京都環境確保条例89条に基づく指定作業場設置（変更）届（自動車駐車場20台以上）	都条例89条	都知事	支社長			
95	都市公園条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長			
96	都市景観協議申出書	条例	市長等	支社長			

特定調達品目の判断基準等（公共工事）チェックシート 《参考》

○；調達可能、×；調達不可

分類	品目分類	品目名	判定	備考
資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土		
		土工用水砕スラグ		
		銅スラグを用いたケーツ中詰め材		
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ		
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材		
		フェロニッケルスラグ骨材		
		銅スラグ骨材		
		電気炉酸化スラグ骨材		
	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	○	
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		
		中温化アスファルト混合物		
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材		
		再生骨材等	○	
	小径丸太材	間伐材	○	現場説明書参照
	混合セメント	高炉セメント	○	現場説明書参照
		フライアッシュセメント		
	セメント	エコセメント		
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート		
	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック		
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
	塗料	下塗用塗料（重防食）		
		低揮発性有機溶剤型の路面表示水性塗料		
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）		
		再生材料を用いた舗装用ブロック（プレキャスト無筋コンクリート製品）		
	園芸資材	バークたい肥		
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）		
	道路照明	環境配慮型道路照明		
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック		
	配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管		
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠		
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法		
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法		現場説明書参照
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法		現場説明書参照
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法		
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
目的物	舗装	排水性舗装		
		透水性舗装		
	屋上緑化	屋上緑化		

記載例

工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	○	地盤改良の工事費が高くなる。
目的物	舗装	排水性舗装	×	発生交通量を考慮し、交通騒音を減少させる必要がないため。

設計業務歩掛調査シート

1. 業務件名

福島国際研究教育機構敷地整備に関する実施設計他(その3)業務

2. 受注者名

〇〇設計事務所

3. 業務期間

令和〇.〇.〇

～

令和〇.〇.〇

4. 作業歩掛

職 種		対象	主任 技術者	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員
土木設計	区分								
	整地実施設計(点高法)	☒							
	下水道実施設計	☒							
	上水道実施設計	☒							
	道路実施設計	☒							
	歩道実施設計	☒							
	調整池実施設計	☒							
		☐							
		☐							
		☐							
造園設計		☐							
		☐							
		☐							
		☐							
		☐							
		☐							
		☐							
		☐							
		☐							
		☐							
区画整理業務		☐							
		☐							
		☐							
		☐							
		☐							
		☐							
		☐							
		☐							
		☐							
		☐							
その他	*特殊設計(変更設計)	☒							
		☐							
		☐							
		☐							
		☐							
合 計									

※ 作業歩掛は、各作業区分について、各職種ごとの人工を記入して下さい。なお、記載する数量は少数第二位を四捨五入し、少数第一位までとしてください。

ウイークリースタンス 実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④昼休みや17時以降の打合せは行わない。
 - ⑤定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以上

特記仕様書 追加事項

○ 低価格による受注に関する調査

1 落札価格が予定価格の 10 分の 7 を乗じて得た額を下回ったときは、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査を実施する。

2 調査においては、以下の調査資料の提出を求める。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式－2）
- (2) 入札金額の積算内訳（様式－3）
- (3) 業務実施体制（様式－4）
- (4) 手持ち業務の状況（様式－5）
- (5) 配置技術者名簿（様式－6）
- (6) 過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者（様式－7）

3 調査資料は、発注者より「低価格受注調査等対象業務通知書」により対象業務である旨の通知を行った日の翌日から起算して 7 日以内（土日祝日を含む）に提出すること。

なお、提出期限後の資料の差し替え及び再提出は認めない。

4 資料の内容に関しては、入札の責任者（代表者、又はその権限代行者）及び管理技術者等から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

5 調査において、入札者が履行可能な理由として説明した事項は、確認事項として打合せ記録簿で提出することとし、業務履行状況の調査時にその内容を確認する。

6 調査対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は業務履行状況の調査の結果と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な理由が確認できる場合を除く）は、業務成績評定点に厳格に反映するものとする。

また、調査資料の提出がなかった場合についても、業務成績評定点に厳格に反映することとなりますのでご承知おきください。

以 上

当該価格で入札した理由

○当該価格で入札した理由

(注) 手持ち業務の状況、手持機器等の状況、過去に実施した同種又は類似の業務の実績、保有する技術者の状況、下請負会社の協力等の観点から記載すること。

(様式-3)

入札金額の積算内訳（土木設計）

(単位：千円)

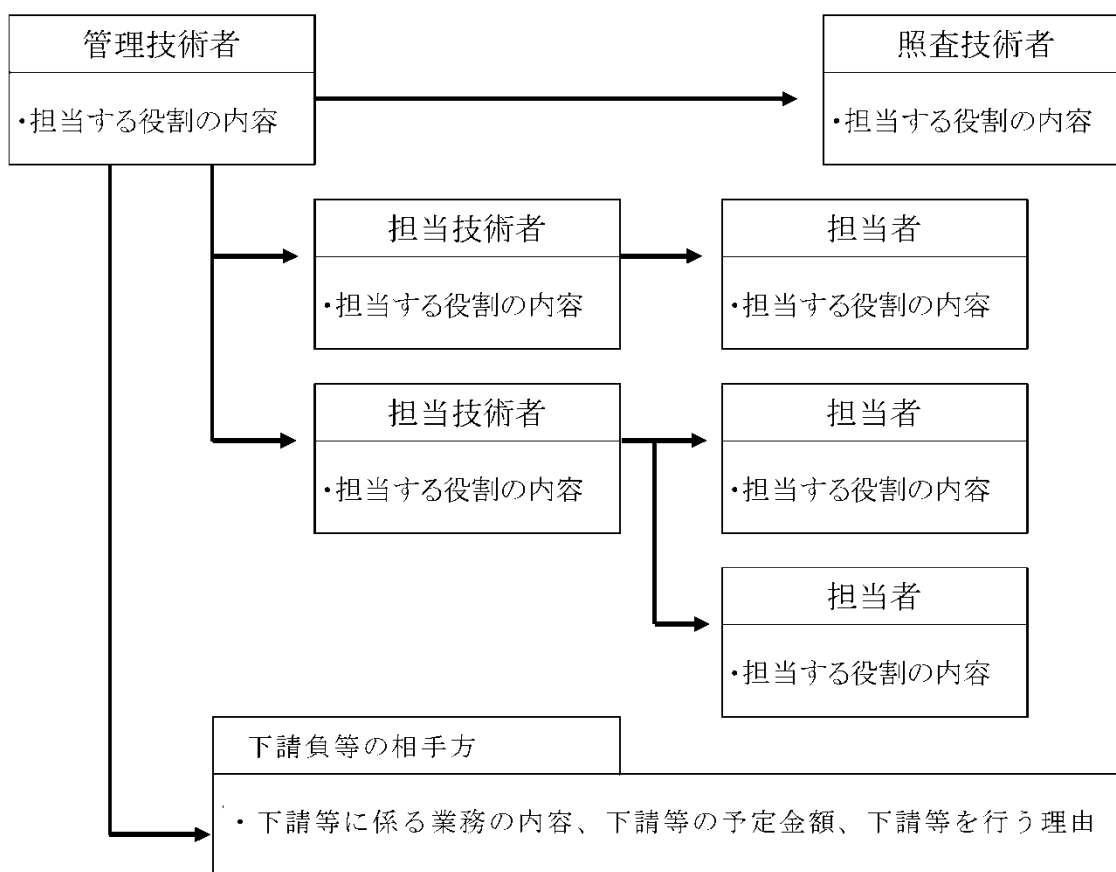
業務名称							
項目	工種	種別	細別	単位	数量	金額	備考
業務原価	直接原価	直接人件費					
計		直接経費					
一般管理費等	間接原価	その他原価					
計							
合計							

(注) 設計数量総括表等に対応する内訳を記載すること。

(注) 見積もり等積算根拠を示すものがあれば添付すること。

業務実施体制

技術者の区分	氏 名	役職・部署	担当する役割の内容	備 考
管理技術者				
照査技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当者				
担当者				



(注1) 配置する技術者の役割を分担させたときは、それぞれの配置する技術者の役割を、体制図として記載すること。
また、契約書に基づき下請負等をするときは、下請負等の相手方の商号又は名称、下請負等に係る部分、下請け等の理由等について記載すること。

(注2) 技術者の区分及び体制図は業務に応じて適宜記載すること。

(様式-5-1)

手 持 ち 業 務 の 状 況

管理技術者名 _____

業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額

※ 技術者1名につき1枚作成する。

(様式-5-2)

手 持 ち 業 務 の 状 況

照査技術者名

業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額

※ 技術者1名につき1枚作成する。

(様式-5-3)

手 持 ち 業 務 の 状 況

担当技術者名

業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額

※ 技術者1名につき1枚作成する。

(様式-6)

配 置 技 術 者 名 簿

技術者の区分	氏 名	資 格	取得年月日	免許番号 交付番号	備 考
管理技術者					
照査技術者					
担当技術者					
担当技術者					
担当技術者					
担当者					
担当者					
担当者					

(注)技術者の区分は業務に応じて適宜記載すること。

(様式-7-1)

過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者

管理技術者名：_____

	同種又は類似業務の実績①
業 務 分 類	同種業務 ・ 類似業務
TECRIS登録番号	
履 行 期 間	

	同種又は類似業務の実績②
業 務 分 類	同種業務 ・ 類似業務
TECRIS登録番号	
履 行 期 間	

※ 技術者1名につき1枚作成する。記載する件数は2件までとする。

(様式-7-2)

過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者

照査技術者名：_____

	同種又は類似業務の実績①
業 務 分 類	同種業務 ・ 類似業務
TECRIS登録番号	
履 行 期 間	

	同種又は類似業務の実績②
業 務 分 類	同種業務 ・ 類似業務
TECRIS登録番号	
履 行 期 間	

※ 技術者1名につき1枚作成する。記載する件数は2件までとする。

(様式-7-3)

過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者

担当技術者名：_____

	同種又は類似業務の実績①
業 務 分 類	同種業務 ・ 類似業務
TECRIS登録番号	
履 行 期 間	

	同種又は類似業務の実績②
業 務 分 類	同種業務 ・ 類似業務
TECRIS登録番号	
履 行 期 間	

※ 技術者1名につき1枚作成する。記載する件数は2件までとする。